

第9回守口市子ども・子育て会議認可部会

開催日時	令和8年7月31日（金）午後1時00分～午後1時20分		
開催場所	守口市役所6階 教育委員会会議室		
案 件	(1) 開会 (2) 議題 乳児等通園支援事業に関する施設の認可について (3) 閉会		
出席者	○出席委員（4名） 久保田 健一郎 渡辺 俊太郎 森 滝子 田中 博美 ○事務局（7名） こども部 次長 西川 子育て支援政策課 課長代理 津田 こども施設課 課長 木南 こども施設課 課長代理 望月 こども施設課 主任 森 こども施設課 松宮 子育て支援政策課 前田		

○久保田部会長　それでは定刻になりましたので、第9回認可部会を開催させていただきます。

会議に入ります前に、本部会の傍聴について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（前田）　事務局より説明いたします。

当部会は、守口市子ども・子育て会議の部会であることから、「守口市子ども・子育て会議運営要領」及び「守口市子ども・子育て会議傍聴要領」を準用することとします。

なお、本会議においては、議事録を全文筆記にて事務局で作成することを予定しているため、当部会はレコーダーで内容を録音させていただきますので、よろしくお願いいたします。

○久保田部会長　では次に、当認可部会の位置づけについて、事務局より説明をお願いします。

○事務局（前田）　事務局より説明いたします。

保育所の設置の認可を行おうとするときは、児童福祉法の規定により、あらかじめ児童福祉審議会の意見を聴かなければならないことが定められております。児童福祉法に規定されている児童福祉審議会の役割を担う会議として、本市は「守口市子ども・子育て会議」を条例により設置しておりますが、より専門的な見地により、家庭的保育事業等の認可に係る調査・審議を行うことができるよう、「守口市子ども・子育て会議認可部会」を設置しております。

今般、市において、乳児等通園支援事業者を募集し、1件の応募があったことから、当該事業者が設置する施設の認可に当たり、委員の皆様からの意見を聴取させていただくため、当認可部会を開催させていただいたものです。

○久保田部会長　ありがとうございました。

それでは、本日の出席委員数について、事務局に報告を求めます。

○事務局（前田）　本日の出席委員は、定数5名中4名でございます。なお、柏木委員につきましては、本日欠席の連絡を受けております。

○久保田部会長　ただいま事務局から報告がありましており、「守口市子ども・子育て会議認可部会設置要領」第4条第2項の規定に基づき、定足数に達しておりますので、会議は成立しております。

次に、本日の配布資料について、事務局から説明をお願いします。

○事務局（前田）　それでは、本日の会議資料について説明いたします。

まず、資料①第9回守口市子ども・子育て会議認可部会　次第。

次に、資料②認可予定の乳児等通園支援事業に関する概要。

次に、資料③乳児等通園支援事業認可申請書（兼）特定乳児等通園支援事業者確認申請書一式。

以上でございます。

○久保田部会長　事務局から資料の説明がありましたので、各自資料の確認をお願いいたします。大丈夫でしょうか。

不足などないようですので、次に議題に移る前に会議の運営の確認について、事務局よりお願いします。

○事務局（前田）　「守口市子ども・子育て会議運営要領」第2条には、①個人に関する情報をはじめ、特定の個人を識別し得る内容について審議する場合、または②子育て会議を公開することにより、公正かつ中立な審議に支障を及ぼすおそれがあると認める場合には、会議を非公開とすることができることとなっております。そのため、審議内容に個人情報などが含まれている場合における会議の公開の取扱い等につきましては、この部会で個々の事案ごとに取扱いを決めさせていただきたいと考えております。

事務局としましては、本日の議題「乳児等通園支援事業に関する施設の認可」について、事務局からの説明部分に関しては公開することで公正かつ中立な審議に支障を及ぼすおそれがあるとまでは言えないため、公開するものと考えております。

一方で、具体的に御審議をお願いする部分については、認可申請の申請者や実際に保育に従事する者などの個人情報をはじめ、特定の個人を識別し得る内容が含まれていることに加えて、認可申請をされた法人の事業情報などが含まれており、それを公開することで、公正かつ中立な審議に支障を及ぼすおそれがあることから、「守口市子ども・子育て会議運営要領」第2条第1項の規定により、会議を非公開とすることが適当であると考えております。

なお、議事録の取扱いでございますが、会議の一部非公開が決定された場合は、当該非公開部分については議事録も非公開となります。

議題の審議に入る前に、以上のことを御決定いただきたいと存じます。よろしくお願いいたします。
○久保田部会長 ありがとうございます。事務局より、個別の審議内容については非公開が適当であるとの説明がありました。今回の認可に際して、各委員に具体的に御審議していただく部分については、法人の事業情報に加え、経営管理者や保育従事者など個人情報が含まれていることから、事務局の説明どおり非公開とすることが適当だと思いますが、御意見いかがでしょうか。

(異議なし)

○久保田部会長 ありがとうございます。それでは、この後の議題「乳児等通園支援事業に関する施設の認可」については、事務局から議題について施設の概要の説明を受け、その後、具体的な審議部分は非公開といたします。

それでは、議題1「乳児等通園支援事業に関する施設の認可について」説明をお願いします。

○事務局（施設課） それでは、議題の「乳児等通園支援事業の認可について」御説明申し上げます。

今般、令和8年9月1日から事業を開始するとして申請のあった1件について、認可を行うに当たり、御意見をお伺いするものです。

それでは、事業者の概要について御説明申し上げます。

資料2「認可予定の乳児等通園支援事業に関する概要」を御覧ください。

これは、今回認可申請のあった乳児等通園支援事業に関する概要をまとめたものでございます。

事業所の名称は「手をつなごうあおき保育園もりぐち」です。設置主体及び施設の所在地は記載のとおりです。事業の区分は一般型乳児等通園支援事業で、在園児合同型です。実施方法は定期利用です。受入れ年齢は0歳6か月から満3歳まで、認可に係る定員は1人です。提供日及び時間は記載のとおりです。保育室設置階は1階、保育室等の面積は3.36平方メートル、自園調理による食事の提供があります。1時間当たりの利用料は300円で、別途実費徴収費用がございます。事業開始予定日は令和8年9月1日です。

以上が、「手をつなごうあおき保育園もりぐち」の概要となります。

誠に簡単な説明でございますが、以上となります。よろしくお願いいたします。

○久保田部会長 ありがとうございます。

ここからは、具体的な審議に入りますので、非公開といたします。一旦会議は休憩といたします。

【非公開部分】

○久保田部会長 では、審議の結果、一般社団法人 Hold Hands Group KBが一般型乳児等通園支援事業運営を予定している「手をつなごうあおき保育園もりぐち」について、アレルギーの子どもが来た場合、お弁当持参で可ということも御検討くださいということで、当認可部会の意見とさせていただきます。

また、審議の概要及び認可部会としての意見につきましては、この後開催の「子ども・子育て会議」において、事務局から報告していただきますのでよろしくお願いいたします。

それでは最後に、事務局から連絡事項があります。

○事務局（前田） 委員の皆様には、お忙しい中、会議に御参加いただき、また貴重な御意見を頂戴し、誠にありがとうございました。

本認可部会の意見等については、この後 14 時から開催の子ども・子育て会議において報告させていただきます。

また、本会議の議事録についてでございますが、委員の方 2 名に名簿順に輪番で御確認いただき、署名をいただいた上で最終決定することとしております。今回は、久保田委員と渡辺委員の 2 名とする予定としておりますので、よろしくお願いいたします。

事務連絡は以上でございます。

○久保田部会長 ありがとうございます。

ただいま事務局から連絡がありましたように、14 時から子ども・子育て会議を開催いたしますので、各委員におかれましては、引き続きよろしくお願いいたします。

また、本日の会議録の署名委員は、私と渡辺委員になりますので、よろしくお願いいたします。

それでは会議を終わります。皆さん、どうもお疲れさまでした。

閉会 午後 1 時 20 分